

及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

国家公務員の給与は、基本給のほか、寒冷地勤務する者には寒冷地手当を、また、北海道に勤務するものには石炭手当を支給していることは御承知の通りであります。しかるに、石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、また、寒冷地手当の支給区分にも必ずしも適当でない点があります等のために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務するものの給与が比較的恵まれぬ状況にあるのでありまして、これに近年は公社、現業関係官署におきましては、薪炭手当等の名をもつて寒冷地手当の増額をいたしております実情に顧みて、その均衡をはかるためにこれらの地方に在勤する公務員に対して新たに薪炭手当を設けることとしたのが本案の目的であります。

すなわち、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、群馬、富山、石川、福井、岐阜のうちで人事院の勧告に基いて内閣総理大臣が定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に世帯主四千五百円、独身者千五百円の薪炭手当を寒冷地手当とあわせて支給しようとするものでありまして、公社、現業官署の例にならった次第であります。

本案の施行による経費は、内閣総理大臣が寒冷地の五級地として指定されている区域をかりに定めるものといえますれば、国家公務員に対しては約一億六千万円を要するのであります。が、さらに公社職員に対しては約一億一千二百万円、地方公務員に対しては約一億六千二百万円を要するのであります。

まして、これら三者の合計額は計三億八千万円となります。

なほ、本案は来年度内において政令の定めるところから施行することとし、予算措置のついた上で実施することといたしております。

何とぞ、御審議の上、積雪寒冷のために、給与の点においてさへ恵まれていない寒冷地のはなはだしい地域に在勤する公務員諸君の心情を御察賜わり、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に北山君。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

石炭手当」を「、石炭手当又は薪炭手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対しては、まき十分の四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一、第二、第三及び前条に規定する定をするにについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

○北山愛郎君 たいだいま議題となりまして受田新吉君外五名提出、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当に

関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げ

ます。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当につきましては、一般の給与とは別個に昭和二十四年法律第二百号によつて定められていたものであります

が法律の趣旨並びに東北地方その他の寒冷地の著しい地域の実情等にかんがみまして、若干の改正を要する点が認められて参つたのであります。北海道に在勤する国家公務員に対して寒冷地手当とあわせて石炭手当の支給をいたしておるのであります。が、東北地方その他の寒冷度の激しい各地域におきましては冬季暖房用の経費、特に薪炭等の購入代金が生計費に与へます影響は著しいものがございまして、同一労働、同一給与の原則から申しましても、これらの地域に勤務いたします公務員につきましては、北海道に在勤する公務員に対しての石炭手当に準じまして、何らかの措置を講ずる必要が認められるのでございます。現に各公社並びに郵政、林産物等の現業職員に対しては先年来この措置がすでにとられておるわけであります。

改正の主要なる点は、寒冷地手当及び石炭手当とは別に、新たに薪炭手当を設けることとしたことです。その支給範囲は、北海道以外の地域で、人事院勧告に基いて内閣総理大臣の定める地域に在勤するものとし、その支給額につきましては、世帯主たる職員に対しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対しては、まき〇・四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価によりまして換算した額の相当額をこえないことと

し、その他必要な事項は、人事院勧告に基きまして、内閣総理大臣が定めることとしたしております。

なお以上のほか、他の法律との関係その他若干の改正を加えておるものであります。

以上本法律案の提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げました。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に千葉君。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の一項を加える。

3 北海道以外の地域で内閣総理大臣の定めるものに在勤する第一項に規定する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条第二項中「公定小売価格」を「時価」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対して

は、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対しては、まき十分の一たな及び木炭四十キログラムをそれぞれ時価によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするにについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を「第四条」に改める。

4 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法

（昭和二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、人事院の勧告に基く内閣総理大臣の定の内容によつて決定される。現在寒冷地手当の支給されている地域のうち五級地として指定されている地域に在勤する国家公務員に薪炭手当が支給されるものとすれば、その所要額は、約八千万円である。

○千葉参議院議員 ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のごとく国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当につきましては、一般の給与とは別個に、昭和二十四年法律第二百号によつて定められてい

るのであります。その施行以来最近に至るまでの間に東北地方その他の寒冷度の著しい地域の寒情に堪へ、まき等の改正を要する点が認められて参つたのであります。

すなわち北海道に在勤する国家公務員に対しては寒冷地手当とあわせて石炭手当を支給することになっておりますが、東北地方その他寒冷度の著しい各地域におきましても冬季暖房用の経費、特に薪炭等の購入代金が生計費に与える影響は著しいものがあり、同一労働同一給与の原則からいっても、これら各地域に勤務する国家公務員については北海道における石炭手当に準じて何らかの手当を支給する必要があると認められるのであります。現に各公社並びに郵政、農林等の現業職員に対しては先年来この措置がとられてきたところでありました。

一方国家公務員の給与体系につきましては、さきに人事院において給与準則の勧告が国会に提出されているのであります。石炭手当等についてはこれを準則の中に含まず、別個の取扱いを予想しておるものであり、昭和二十四年法律第二百号が当時議員提案として制定された経緯もありますので、この法律の施行以来その実施に伴つて改正の必要を認められてきた諸点について、今回同じく議員提案による法律改正を行なつて、その責めを果たしたいとあえて提案いたしました次第であります。

次に改正の主要なる点について御説明申し上げます。

改正点の要旨は、寒冷地手当及び石炭手当とは別に新たに薪炭手当を設けることとし、その支給範囲は、北海道以外の地域で、人事院勧告に基いて内

閣総理大臣の定める地域に在勤する者とし、その支給額については、世帯主たる職員に対してまき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対してまき〇・四たな及び木炭四十キログラムをそれぞれ時価によつて換算した額の相当額をこえないこととし、その他支給に關して必要な事項は人事院勧告に基いて内閣総理大臣が定めることとしたしております。

なお以上のほか、付則において他の法律との関係上若干の改正を加えておるものであります。

以上本法律案の提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 以上三案に対する質疑は後日に譲ります。

○山本委員長 次に労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。受田君。

○受田委員 労働大臣にお尋ねを申し上げます。

これは大臣みずからお答えいただきたい事項であります。昨日お伺いした私の質問に対して労働局長は御答弁に相なつて、この法律の改正は、すでに国会を通つております労働保険審査官及び労働保険審査会法に何ら関係がないというお言葉であつたのであります。この法案の中にあります労働者災害補償法の施行及び労働基準法に關する云々の、この労働者災害補償法の施行事務をこでやるということになるならば、関係がないということ

が言えましようか、どうでしょうか。

○山本委員長 労働大臣にお尋ねを申し上げます。

これは大臣みずからお答えいただきたい事項であります。昨日お伺いした私の質問に対して労働局長は御答弁に相なつて、この法律の改正は、すでに国会を通つております労働保険審査官及び労働保険審査会法に何ら関係がないというお言葉であつたのであります。この法案の中にあります労働者災害補償法の施行及び労働基準法に關する云々の、この労働者災害補償法の施行事務をこでやるということ

が言えましようか、どうでしょうか。

○山本委員長 労働大臣にお尋ねを申し上げます。

これは大臣みずからお答えいただきたい事項であります。昨日お伺いした私の質問に対して労働局長は御答弁に相なつて、この法律の改正は、すでに国会を通つております労働保険審査官及び労働保険審査会法に何ら関係がないというお言葉であつたのであります。この法案の中にあります労働者災害補償法の施行及び労働基準法に關する云々の、この労働者災害補償法の施行事務をこでやるということ

○倉石国務大臣 今お話しのような点については、同じ基準局内の労災補償部でございますから、そういう点においては関係があるといえども、もちろんあることでございます。

○受田委員 関係は全然ない、その局長の御答弁があったわけでありまして、その事務をお取扱になられるのが労災補償部ということになるならば、われわれは、その施行に関する事は労災補償部がやるということに解釈せざるを得ないのです。これは関係がないどころではなくて、りっぱにながりができていると思うのです。これはもう一度御説明を願いたい。

○倉石国務大臣 今お話しのような事務的な点においては、もちろんつながりを持っておりまされども、労災補償部というものを作するために、ただいまお願いいたしておる法律とそういう法の建前とは別に大した関連がない、こういうことを申し上げたのでありまして、事務的なつながりはもちろん御存じのようでございます。

○受田委員 私たちは、事務的なつながりに一つの疑問を持っていますのであって、こうした法律改正をされるに当たって、すでに国会を通っております労働保険審査官及び労働保険審査会法という法律と、それから労働省設置法というものが、今申し上げたような点で関連を持っているということになるならば、すでにわれわれの委員会を通り、国会の意思決定がされている労働保険審査官の任務と、そうした審査官の仕事を含むところの労働者災害補償保険法の施行事務を取り扱う労災補償部というものは相関連して、地方に審査官を置いたその法律の施行の仕事

は、今度労災補償部の新しい仕事の中へ入ったのだということになるならば、審査官を置いた関係上、当然審査官をやめて審査官を置いた、そういう労働者の御方針のもとに労災補償部の新しくなす仕事にそれだけふえてくる、こういう結果になりやしないかと思う。この点今度労働省の内部においては労災補償課が担当していなかった新しい仕事かふえるということになるのじゃないでしょうか。

○倉石国務大臣 御承知のように、地方の審査官制度というのは法改正前からございまして、今度変りましたのは、中央の審査官に今までのような組織と違ったものができた、こういうことでございまして、仕事の性質においては今までのものと少しも変わっておりません。

○受田委員 すでにいわれる労働関係の三者の協議をもととしていた審査会なるものが廃止せられて、審査官なるものを置かれたということになるならば、たとえば労働者代表というものがおられないような形で、それらがもう一本という御説明ではあるけれども、労働者の代表を失った形で審査官の任務が遂行されるということになるわけでありまして、それが統一されるということではあっても、実際に労働者の代表が入っていないという厳然たる事実はお認めいただいておりますので、このようにことを考えると、地方に審査官を置いた、しかしそれは労働者の代表をなくした結果になってしまったといううりっぱな証明がされると思うのであります。これは一応大臣もお認めになられますか。

○倉石国務大臣 すでに御決定を願いましたあの法律によりましますと、御承知のように五名の審査官を置きますが、そこできのうも申し上げましたように、準司法的な業務を取り扱う。ただその場合に双方の代表者の意見を聴取して、そして最終的裁定に遺憾なくらしめるようにいたすのでありますから、経営者並びに労働者のそれに対する御意見を十分に取り入れるように、多分法律第二十三条であつたと思ひますが、それに基づいて政令も出しますし、さらにこの間の御決定のときに付帯の決議もされておるのでありますから、私どもの方といたしましてはそういう御趣意に沿って遺憾なきを期する、こういうことで御賛成を願ったのであります。

○受田委員 地方に置かれる審査官というものは、これは今まではそういう独立の任務を持つ職務を遂行するお役人がいたわけではなかったし、それから予算的にも審査会というものは、出席する委員に対する日当の支払い程度で大した費用もいらなかった。ところが審査官を置くということになって、その審査官に支払う給与その他職務執行に必要な費用等を入れることによつて、むしろ前よりも百数十万円増額したのだというきのお話があつた。しかし審査会というものが委員組織によつて、労働関係三者の代表者が寄り集まつていろいろな意見を述べる機関であつたものが、ある特定のお役人、しかもそのお役人のやり場に困る労働省としては、姥捨山くらいに考えて審査官にでもしておけというやうな軽蔑の気持で、もし労働省の処置に困る職員のはけ口にするとかいうやうなことであつたとするならば、これはその本人

にもはなはだお気の毒であるし、また労災関係の地方の職員及びそれらの関係者に対しては、はなはだまじめさを欠く態度ともいえるわけですが、この点労災補償部の任務の中に、労働者災害補償保険法の施行ということがはつきりうたわれておる関係上聞いただけなればならぬのであります。政府としてはこの点審査官の立場というものは、わざわざさうしたお役目一つことに作つてやつて、そしてその人にすべての責任を負わさうというお考えであるように思ひますが、これはそう了承してよろしいですか。

○富樫(總)政府委員 地方に、審査会を廃止して——私聞き違ひかもしれませんが、新たに審査官を設けるというように承つたのであります。それはそれでいいのであります。地方の審査官は従来から存在するのでございまして、今回新たに三人の委員で構成する審査会が中央にできるものであります。この仕事は元来準司法的事件であつて、本来は最終的には裁判所で決まる事務であります。この中央の審査会の庶務事項は基準局の労災補償部でなく、大臣官房の総務課がその事務を扱いまして、きわめて中立的に扱うわけでありまして、その関係で別段基準局の労災補償部の仕事はどういうやうなことはございせん。この件につきましては関係者の要望関係から申しますと、審査会法の関係につきましては、労災審議会におきまして労働側から、若干の心配された御意見が出たのであります。労災補償部につきましては、労災審議会がみずからこのやうなものを作れという建議を出されまして、労使、中立三者一体となつ

て、労働省はもとより、行政官理庁あるいは大蔵省に建議して歩かれたというやうな事情がありますので、一つ先生の御心配はないようにしていただきたいと思ひます。

○受田委員 非常に御親切な情勢報告をしていただいたわけでありまして、私その情勢も伺つておるのでありますけれども、少くともかかる重要法案が国会を通過するという段階においては、疑点とするところを明らかにしておかなければ、国会議員の責任は果せないものでありますし、しかも先ほど私が申しましたように、すでに国会を通じておる労働保険審査官法の事務取扱いということにもなると思はれる、労働者災害補償保険法の施行をやるといふことになるとは、当然そこへつながりがあると私は一応見たわけです。ことに今回の改正法によつて、労働省の職員は部長を一人だけふやすという程度で、ほかにはふやさないという御説明があつたのですが、職員の定数はこれは動かさないという御方針を初めから持つておられたのでしょうか。

○富樫(總)政府委員 現在の一つの課が一部二課になるわけでございます。従いまして現在の一課長のほかに、部長と課長が一人ということになります。

○受田委員 ただ一人の部長と一人の課長がふえるだけだ。ところがこの法案の提案理由の説明をしておられるところをみると、ここにあげてある内容だけでもこれは数え切れないたくさん仕事です。私はもう申し上げませんが、このけい肺関係の事務を取り扱うことでさえも大へんであります。ここ

に替へべきたくさんの方の仕事を与える。
労災補償部がた部長を一人と課長を一人は必ずやうで、あと職員をふやさぬといふことになれば、これは明らかに少数の者に多くの労働力を強要せしめる、いわゆる労働の強化といふことに結果的になると思ふのであります。この点に対していかなる御見解を持っておられるのであります。

○宮内(總)府委員 中央の事務は、事務的な仕事と申しますよりも、企画、調査、立案、分析あるいは判例の研究といふようなきわめて知的な仕事が多いのであります。現在一つの課で六つか七つの班を作つていろいろ処理しておるのでありますが、なかなか問題が高級でございまして、一人の課長がそれに一々目を通す、あるいはまた対外折衝に當るといふことで忙殺されて、懸案事項などもなかなか円滑なる処理ができない。それでわれわれの立場から申しますと、多々ますます弁ずるのであります。せめて部長、そして二人の課長ができ、それにそれぞれの課長補佐がつくといふように人的構成が強化されれば、従来よりは少くとも相当の成果が上がる。人間も実は若干ほしいのでございまして、労災補償の経費は使用者側が全額負担しておりますので、できるだけ事務の能率を上げるようにいたしまして、円滑を期したいといふふうに考えておるわけでございまして。

○受田委員 定員はふやさないで、事務の能率を大いに上げてもらつて、円滑に進めていきたいという御意向であります。今ここでお示しいただいたこの提案理由の御説明を伺つてお

しても、御承知のように莫大な仕事です。それで部長といふのは大判判をつくといい仕事で、全体の計画をお立てになるというふうなある程度、これは仕事の能率の上には大した影響がない。課長が一人ふえ、これに多少仕事の事務量の分割ができると思ふのですが、課長とか部長が一人くらいふえただけではこの驚くべき莫大な事務量を処理するのはまだ困難である、かように考えるのであります。が、労働省としてはみんなに能率をしっかりと上げてもらつて、しかも多くの仕事をやらせようというやり方は、やがて職員の上にも影響が起るだらうし、健康の上にも問題が起るだらうし、いわゆる労働者の災害補償関係を担当するといふような職務の性質からいっても、極端に事務量を増大せしめて、少数の人員でこれを遂行せしめようといふ考え方に對しては、われわれは非常に了解に苦しむところがあるのですが、なぜこの職員の定数を労働補償部にある程度増加せしめるという措置をとられなかったのかどうか。これは予算の関係であるのかどうか。実はもつと定員を増すことを願つていたのであるが、財政上の理由からできなかつたといふようなことがあるのかどうか。大臣の御答弁を願ひたい。

○倉石國務大臣 労災補償課の仕事は、御承知のように非常に広範な仕事を扱つておつて、私どももまことに気の毒であると思つておりました。ことにこの労災関係の仕事といふものは本省内の仕事ばかりでなくて、地方にある二十幾つの病院も世話しなければならぬといふことでありまして、私ども

としてはこの労災補償課の仕事が非常に過重であると思つてよく認めまして、このたび部に昇格して、やや広げていただくことをお願いいたしておるのであります。が、受田さんも御承知のように、行政機構改革といふことで各省はそれぞれ課を二割減らせといふような時代でありまして、私どももたまたまおつた思ひで、私どもも減らすけれども、そういう現在の状況でありますので、今回はこの程度にとどめまして、将来なおこれらの仕事は増加いたしていくものと存じます。で、そのときにおいては國家財政の許す限り御協力を得てやつて参りたい。労災補償部の仕事について、ことに労働基準局の仕事について、ことに労働基準局の事務について非常な理解を持っていただきまして感謝したい。が、将来の御協力も一つお願いしたい、こういうふうに考えております。

○受田委員 激励を感謝しながら大いにやりたいという謙虚なお気持ちに對しては大いに敬意を表しますが、きょう朝日新聞を讀んでみますと、あすの閣議で各省庁の二割減を来月からやることを決定するといふことが書いてあるのです。これを見ると、労働省の中に四十六の課があるが、その中で九つを今度減らすようになっておるのであります。これはそれとどういう関係があるのか御答弁を願ひたい。

○倉石國務大臣 基準局内の労災関係の課は、今基準局長から申し上げましたように、一部一課の新設でありまして、こういうこととこの二割削減の方とは関係を持っておりません。○受田委員 そうしますと、二割削減といふことはすでにあすの閣議できめ

るような段階であるとすれば、九つを減らすことはもう大臣も承知しておられることではないでしょうか。

○倉石國務大臣 政府の方針で、なるべく節約できるところは節約せよといふことであります。から、労働省ももちろん協力いたすつもりでございまして、労働省の考え方をいつに申し上げますと、いろいろ法律の改正によつて課の統合される場合がございます。から、そういうところの統合で政府の方針を順奉していくつもりであります。

○受田委員 労働省設置法全般に關係する問題であります。課の統合はどれとどれを統合する御計画ですか。○倉石國務大臣 その点については政府の方針に従うようにただいま鋭意検討中でございます。○受田委員 統合する課の構想くらいはすでにお持ちではないかと思ふのですが……○倉石國務大臣 それは今研究中で至急にまとめたと思つております。○受田委員 至急にまとめたといふおっしゃる中には、労働省の中に考えられるものがありましようか。○倉石國務大臣 御承知のように基準局の仕事は非常に複雑多岐でありまして、こういうところではちよつと申し上げることはできません。○受田委員 労働省内部においては課を減らさない、いやむしろ今年一つふやして、部まで一つふやすのだ、労働基準局の仕事はまことに複雑多岐で少数の職員をもつてはとていまいなし得ないのだという御意図はよくわかりました。従つてそういう御意図のもとにこの法案を考えてみますと、部が一

つふえ、課が一つふえ、しかも労働基準管内ではほかの課は減らさない、統合する予定の課はないのだといふことになるならば、特にけい肺関係の事務などはきわめて人道的であり、きわめて複雑多岐であるが、こういうものが新たに入つてきておるといふようなことであるならば、部長及び課長を一人ずつふやしたといふ程度でこれを整理すべきでなくして、むしろあす閣議でそういう御相談をされることなれば、特にこの法律に基くところの実態から十分考慮せられて、職員の定数なども部課の問題とあわせて御提案になられて、定数がある程度この労災補償部に獲得するといふくらい熱情をお持ちになつていただければいいかぬでしようか。

○倉石國務大臣 さうくばらんに申し上げますが、政府の方針でなるべく行政機構を簡素化して、國民の便宜になるようにせよといふことでありまして、私どもはその趣旨については非常に賛成であります。そこで今回労働補償部を設けることにつきまして、実はもつと早く提案してお願ひすべきでありましたが、なかなか今申しましたように、各省とも二割の課を削減するといふたような傾向のときでありますので、部内で意見をまとめるのにも非常に骨を折つたような次第であります。から、受田さんよく御理解願つております。また、労働補償部の仕事はなかなか手のかかる仕事が多いのであります。これから、将来のことにつきましては、これが災害を受けました労働者保護のために遺憾なきを期するために、私どももいたしましてこの法案をさ

らに参りて参りたい、こういうふうに

思っております。

○受田委員 労働省としては各省の行政簡素化ということにも協力しなければならぬし、またあなた御自身の労働行政に対する熱意を示すためには、増員ということも考えなければならぬ。そこでいろいろと苦勞をしておることは十分御察でできます。けれども今日ここに出席していただいております行政機関の職員定員法というものを、ここで審査しなければならぬ段階になっておるので、でき得べくんばわれわれは簡素化すべき役所の仕事は十分これを簡素化し、また拡充強化すべき部面は重点的に意を注ぐ、こういうふうに関係を

と申すのです。いたずらに簡素化ということに名をかって重要な面までも遠慮するというのはこれは公平を期する意味ではないと思えます。特に今回の労働省の設置法はその施行に当って八月三十一日よりもおくれないうる程度にいて相次いで所要の目的を達成する措置をとるということでありまして、その点においては突進に即した法案であると思はれておるのですけれども、そういう関係から、私はこのくらいいたくさんの仕事、事務量というものを

持つておる労働補償部なるものができたとしたことになりましたならば、どうもおそらくこの仕事を始めると、職員が悲鳴を上げるだろうと思っております。今までの仕事のあるいは倍にもなるくらい事務量があるのではないかと申すのであります。そうしたとき

には、人間は同じで仕事が増えるということがあります。これは問題になるのです。すなわち労働者に対する仕事の基

礎をはつきりと定めなければならぬ労働者の中に、労基法違反をするような事態を生ぜしめるという結果が起る可能性があるということにもなるわけ

です。これは事務がふえたという一事をもってして直ちに人間をふやすということは、考えようによつては問題になるかもしれないが、しかし常識をもつて考えたならば、仕事が増えただけ人がふえるのは当りまえである。お

そらく仕事を始められると、直ちに労働強化という実態が現われることをわれわれは憂慮します。その点について大臣は絶対心配がないようにするとい

う保証はおそらくできないだろうと思ふのですがどうでしょうか。

○倉石国務大臣 御意見はよくわかりました。労災保険課が今まで非常に骨を折つておったことはよく承知いたして

おりますので、十分に注意をいたしまして、今御心配下さつたことのないようになお努力をいたすつもりであります。

○受田委員 私は政府の出された大臣の提案理由の説明が気にかかつてし

うがないのであります。この中のおしまいの方に「またいわゆるけい肺法に

関する事務や労働基準法における災害補償に関する事務等を加えます」とま

とに所掌事務は多種多様であります。しかもその事務量は適用事業場並びに労働者の増加と法律改正による適用範

囲の拡大、新規制度の採用等により逐年増加しており、特に最近においては労働病等の保険施設の急激な整備拡

充が行われているため、事務量の増加がさらに顕著となっております。以上

要するに事務の複雑多様性並びに事務量の急激な増加に対処するために労災

補償部を設置したいと存するのであります。こう書いてあります。まことに急激に事務がふえたように書いて

あるわけでありまして、にもかかわらず普通の職員は一人もふやさないで、計画を立て、判子を押すための部長と課長の一人ずつしかふえていないとい

うことを見ると、提案理由の御説明と実際の職員の定数とをにらみ合せて、その事務の衝に当る人々の過重負担を感ぜざるを得ないのであります。なお定

員法はこれから審査をするわけであり

ますので、今からでもおそくはないのであります。何かの形でこの職員の定数を、政府がこれだけ重点を置いて

おられ、しかも課は統合しないという

ような御意向まで持つておられる労働局管内における新設部の設置に当つては、大臣のこれでもまんしてもえな

いかということ、遺憾ながらわれわれとしては了解したいところであり

ます。それはそれとして一応私は話を進めていきますが先ほどの話によつ

と戻りますけれども、地方の審査官の

諸拾山になるおそれがあると申し上げ

たのであります。今度中央における審査会、三人委員会が設けられること

もよく承知しておりますが、地方でやつておった三千件前後の仕事は今度中央

でやるといふわけでしょう。こういう

うときに、中央における審査会なるもの

のと、あなたの方で今度行われるところの保険法関係の事務とは今つながら

りがないということでありましたが、つながらないとおっしゃられてはおるけ

れども労働者災害補償保険関係の仕事

をやるといふことになれば、当然その中

央審査会の事務の点をここで担当する

んじやありませんか。御説明願いたい。

○富樫(總)政府委員 中央におきま

す審査会の庶務は、その方の法律に明記

してございますように、これは司法的

な仕事でございますので、大臣官房の

総務課においてその庶務をつかさど

る、つまりその場合には労働基準局の

方が被告になるというふうな建前でござ

いますので、こちらとは関係なく厳

正、中立な立場でやる、こういうこと

になっております。

○受田委員 労働者災害補償保険関係

の事務という、今までは全然変わ

るところはないということですね。

○富樫(總)政府委員 従来一年間に

労災保険の給付その他に關して不服の申

し立てが三千件あったわけですね。その

三千件のうち二千八百件は地方の審査

官の段階で処理されておる、残りの二

百件が地方の審査会でやつておる、そ

の審査会の肩がわりを今度中央です

る、こういうことになるわけですね。

○受田委員 地方の審査会がやつて

いたものを中央がやるといふことになる

わけでしょう。すなわち私がさっきか

ら申し上げておるの、地方の独得の

審査会ではなくして、しかも中央の審査

会といふものは、労働者の代表とい

うものも入っていない審査会です。そ

してそこに三位一体になったものと仰

せられてはおるけれども、結局は真に

労働者の立場を主張し得る立場の人が

いないといふところに問題があること

を先ほど申し上げたわけですが、そう

した地方において行われなければなら

なかつた従来の審査を、二百件とはい

ながら中央でやるといふこと、ことに

地方色を、あるいは労働者の代表等

を含まない形で行われるおそれがある

わけなんです。そこに一つの疑点があ

るという解釈をわれわれはせざるを得

ないのです。そこでその労働災害補償

保険法の従来労働局管内でやつてお

つた仕事と、新たにその法律の施行に

伴つて労働補償部がやろうという仕事

との差は、どこにございませうか。

○富樫(總)政府委員 大臣の提案理由

にいろいろな事務がふえた、こう申し

ておりますが、これは近年ふえてきて

おるといふことで、この部を作ること

に伴ひまして特に仕事が増える、この

設置法の改正に基いて特に仕事が増

えるといふことはございませう。また

審査会法の実施されることによつて特

に労働者の仕事が増えるといふことも

ございませう。

○受田委員 政府の御説明によつて納

得ができたと思ひます。しかも労働者

災害補償保険法の施行関係の事務も、

これは一応あなたの方で御意図してお

られるところには変化がないこともわ

かつたわけですが、先ほどお尋ねした

先般の労働保険審査官及び労働保険

審査会なるものとは全然関係なく、こ

の労働補償部は進められておるとい

うことにおいては、私先ほど申し上げ

した疑点が一応解決できたと思ひま

す。特にわれわれが心配しておるの

は、いたずらに職員の定数を押えて仕

事をふやすこと、地方の仕事を中心

に持ち込むようなやり方で、いわゆる

政治的な意味の中央集権化といふもの

が考えられるといふことになつては、

これはまた問題だといふ一つの心配が

あるわけなんです。その点について

は、今私が指摘した点に憂慮の点があ

るわけでありまして、一応この法律の

持つ性格だけからいいますならば、

特に労働者の災害補償関係のための役

務

を

担

所を一つ拡充強化するのだということ
は、われわれも大いに賛意を表するこ
ろなんでしょう。従って、これ
をもって私は労働省に対する賛同を終
りたいと思います。

○山本委員長 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始めて。

これにて質疑は終了いたしました。
これより討論に入りますが、別に通告
もありませんので、これを省略するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がなければさ
り決します。

これより採決いたします。本案を原
案の通り可決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本案
は原案の通り可決いたしました。（拍
手）

なお、本案に関する委員会報告書の
作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なければさ
り決します。

○山本委員長 次に行政機関職員定員
法の一部を改正する法律案を議題と
し、これより質疑に入ります。受田君。

○受田委員 私は定員法の審査に当り
ましてまず定員と直接関連を持つ公務
員の制度、ことに給与の問題について
お尋ねを申し上げたいと思います。

十一時半から川島君の葬儀のありま
す関係上、それまでに政府の意図する

ところをお確かめいたしたいと思うの
であります。まず先般政府が公社に
対する調停案の受諾をされたに当って
人事院がこの調停案と給与の均衡を保
つような措置を、一般の国家公務員に
も講ずべきであるという申し入れをし
たと、先般浅井人事院総裁が参議院で
明らかにされたのであります。その
真相をお確かめ申し上げたいと思
います。

○倉石国務大臣 三公社五現業に対す
る調停案が出たことは御承知の通りで
あります。現在までそれに基いて団体
交渉が成立いたしましたものは、三公
社のうち国鉄機務と電通で、五現業のう
ちで本日までに妥結いたしましたもの
が郵政でその他はいまだ妥結に至って
おりません。今お尋ねの件は、日は忘
れましたが、まだ調停案が全部出そろ
わないで、三公社及びたしか郵政が出
たところだと思いますが、浅井人事院総
裁が私をおたずねになりました。口頭
で今度の調停案がどういふことになる
かわからぬが、この調停案が出ること
によって一般公務員に不均衡を生ずる
ようなことになった場合には、何とか
考えていただきたい、という口頭で
口頭でお話がありました。それから
二、三日たつて口頭でお話のありまし
たような文句の書面が参りまして、私
は口頭のお話と同じであると思いまし
て、それは内閣の方に保管されてあり
ます。そういうことであります。

○受田委員 浅井人事院総裁は、政府
に対して勧告の形式をとらないで申し
入れの形式をとられたということであ
りますが、これはいかなる形において
申し入れられたのか、非公的に申し入
れたという御説明を聞いておったので

ありますが、人事院の非公的の申し入
れというものは、いかなる効力を持つ
ものであるか、それらをあわせ御答弁
をお願いしたいと思います。

○浅井政府委員 お答え申し上げま
す。人事院が給与の問題に関しまし
て、あるいは内閣と折衝したり、給与
担当大臣と折衝したり、大蔵省その他
行政各部と折衝いたしますことは、こ
れは人事院の責務でございます。む
しろ日常のできごとであります。その
間文書を発送いたしましたり、あるいは
口頭でお話をすることがあります。こ
れもむしろ日常のできごとでございます
して、たまたま今回は時が時でござい
ますので、一部新聞紙上等に漏れただ
けのこととあります。今回調停案との
関係云々につきましては、ただいま倉
石国務大臣からお答えになった通りで
ございます。

○受田委員 人事院総裁が政府筋とい
ふ話し合いをするのは日常茶飯事
であって、何ら取り上げるべきほどの
ものではないのだ、たまたま今回これ
が新聞に取り上げられたために、いか
にも特別な何かの措置がとられたこと
に印象づけられたというふうに御答
弁に相なつたと思いますが、私は少く
とも人事院は給与に關して法律に定む
る程度の勧告をすべき時期がきたとい
うときには、正規の勧告手続をせられ
るべきである。それ以外の政府へのい
ろいろの申し入れ等については、これ
は法律的には何ら制約を受けるもので
はない。単に政府との間の交渉であっ
て、その交渉は常に人事院としては給
与に關していたさなければならぬのだ
というふうな意味に了解してよろしい
のでありますか。

○浅井政府委員 軽々しきということ
は私は申さなかつたつもりでございま
す。給与のことは公務員に関する重大
問題でございますから、われわれは
ちゃんと所信を持ち、また慎重に折衝
いたしてまいります。ただ勧告という形
式はとっておりませんが、給与に關す
る政府筋との折衝はこれはひんぱんに
行われるものでございますから、その
たびに勧告をいたすということとは、こ
れはちょっと考えられないのでござい
ます。ことに給与に關する勧告は常に
内閣と国会、同時になされることに相
なつておりますので、一々行政内部の
折衝事項を国会まで勧告するというこ
とは、これは問題があまりに重大化す
ることではないかと考えております。

○受田委員 一々国会に勧告をそのつ
どすべきであるという意味じゃなく
て、勧告は、人事院が国家公務員法、
給与法等に基いてされるべき筋合いの
ものであることは当然であります。そ
れ以外のときにはされた単なる申し入れ
というふうなものは、実質的には勧告
に近いようなものもあり得るのではな
いかとわれわれは考えていたのです
が、その申し入れというものは、すで
に今まで期末手当等に關する申し入れ
もされたことがありますが、相当政府
をしてその人事院の申し入れを考慮せ
しめ、かつまたこれを実現せしめてお
ります。そういう意味からは概念的に
に申し上げる問題でなくして、実際の
に勧告に近いような効果を生む申し
入れというものが考えられるものでは
ないか、とわれわれは考えていたのだ
す。そういう場合は政府としても人事
院としてもあり得ないかと考えますか。
政府としては人事院の申し入れを非常

に重視して、できればこれを実現させ
るくらいの努力をするように解釈して
おられるのか。日常茶飯事くらいに考
えて、また総裁が言ってきたというよ
うに軽くけなす程度のものか。それを
あわせて御答弁願いたい。

○倉石国務大臣 軽くないなすというこ
とはどういふことか存じませんが、昔
の政府はどうであつたか存じません
が、現内閣は人事院の給与に關する申
し入れについてはもちろん尊重いたし
ますし、また慎重にこれを取り扱うこ
とは当然でございます。そこで、つい
でに申し上げますが、浅井さんから私
へのお話は、先ほど申しましたよう
に、三公社五現業のうち、三公社と五
現業の一つの調停が出たときでありま
して、また五現業出そろわないときで
あります。しかし浅井さんの御心配な
さつたことは、国鉄、電通、専売、こ
れらに向つて出された調停の第二
には、差し当り暫定措置として本年度
内に一人当たり平均五千円以上を支給す
ることというところになっていて、もし
こういうことが一般公務員の給与に対
して不均衡になるということであつた
ならば考えてもらいたい、というこ
とでございまして、私は、総裁がここ
においでになりますから申し上げてし
まう方がよいと思つたのですが、その
ときにも浅井さんに申し上げたのは、お
説の通りでございます。しかしなが
ら、今度の調停案で一時金五千円とい
う名前を書かれたから、とかくの批判
が出てくるのであるが、受田さんよく
御承知のように、従来も三公社五現業
はこういう調停案が出て出なくても
業績手当というものは年度末に出し
ておりました。全然赤字のところは出

ない五現業もありましたけれども、出しておった。その意味であるからして、公務員に対して不均衡にはなりませんが、しかもあなたも御承知のように、三公社及び五現業の給与総則の中には、現業職員は年度末において給与総額内において業績手当を支給することができると書いてありまして、これに基づいて業績手当を出しているわけでございますから、今回もそういう意味で、調停委員会が業績手当の一時金を出せ、こういうことであるから、これが直ちに一般公務員には関係のないところでございます。こう申し上げましたところが、それならばそれでよろしいでございます。念のために後日書面を出しておきます。こういうことであるから、私は先ほど申しましたように、その通りに受け取って書面をいただいている、こういう経過でございます。

○受田委員 後日書面を出すからというので、その書面と同様の内容のものを、すでに総裁と労働大臣との間においてお話し合いられたというように了解いたします。そうしますと、書面を出すというものと、すでにお話しされたことが同じことであるならば、あえて書面を出す必要があるということとは、どういふところに意味があるのでしょうか。

○浅井政府委員 倉石さんと口頭でお話ししたしたのは、たしか三月八日のことだと思っております。書面を出したのは三月十三日と記憶しておりますが、その時分はまだ調停案の内容がそれ自体も非常に不明確でございました。たとえばたまたまお話の五千円以上というのものはベース・アップ

の前取り金であるというように説明もあり、あるいは単なる業績手当というように説明もあり、まことにわかりにくいことでもあり、なおさらに団交にまかされている面もある。いかなる結果に相なるかはわからなかったものでございますから、人事院といたしましては一般職公務員の利益を保護する立場において、一応はつきりと書面をもって申し入れをしたのでございます。その書面の中におきましては、不均衡にならないような処置、ことに一時金において十分考えていたでございます。つまりこの一時金を三公社五現業に出した場合には、その一時金の性格は何であるか。そのところでのいろいろな問題が後日出てくるに困るものですから、その点を明確にする意味において文書で確認をした、こういう形でござい

ます。

○受田委員 総裁のお考えになっておられる一時金の性質が、実際は今労働大臣から業績手当の範疇に属したものだということでありましたが、そうしましたら総裁の要望された不均衡は、労働大臣の今答弁されたごく了解するならば、国家公務員には期待できないということになるのでございまいしょうか。

○浅井政府委員 その点については私はまだはつきり申し上げかねると思っております。この点は人事院といたしましてはつきりと団交の結果をまっとうよく調べて申し上げたいと思っております。

○受田委員 総裁のお考えになっていくところのプラス・アルファなるものは、どういふ形のものにおいて支給せられるものであるか。たとえは今の公社の

方は別にして、国家公務員の場合に、公社に支給された額だけを、その均衡を保つために国家公務員にも出すということになるならば、その出す出し方はどういふものであるとお考えになっておられたでしょうか。

○浅井政府委員 人事院といたしましてはその点はきわめて一般的に考えておりますので、何も五現業と一般公務員とはつきり同額であるとか何とかそういうような性質のものでないだろうと思ひます。人事院といたしましては五現業と一般職との間は給与体系を異にしているというよりはよくわかつていっているでありますから、これはただ一般的に申して、同じ国家公務員でありながら片一方は同交権を持っているためにますます給与がよくなり、また片一方は同交権を取られていたために給与が悪くなるというふうなことのな

いように、きわめて一般的に意味でござい

○受田委員 その一般的な意味は政府をしていかなる処置をとらしめるかという重大な結論を招くことになるので、人事院としてはその不均衡は正の意味から給与の出し方においては、たとえは給与の全般的引き上げの措置とか、あるいはある種の特殊の手当を出すとか、あるいは期末手当を特に繰り上げ支給するとか、いろいろの場合をお考えになっておられたのではないかとと思ひますが、そういうようなことではなくして、何か具体的にいうならばどういふ形のものというふうな、ある程度の構想は持ち持っているとおられたと思うのです。そうしませんが、政府としては、ただ均衡を保つためというのではなくして、ある程度の親切な人

事院としての考えを御教示なさらないと、政府の給与の専門的な立場の大臣ではあろうけれども、ある基準をどうしても期待するだろうと思ひます。その程度の基準というものを総裁はどういうふうにお考えになったのでしょうか。出し方の基準です。

○浅井政府委員 まず調停案の内容を見ますと、第一にベース・アップの問題があると思ひます。しかしながら人事院といたしましては、現在のところ一般職の職員に対するベース・アップの勧告をするという用意はございませ

○受田委員 七月十八日に報告された人事院の報告内容をわれわれは承知しておるわけでありますが、その七月十

八日までには何かの形で、人事院としては政府並びに国会に対して公務員給与に関する報告を用意しておられる、さように了承してよろしゅうございまいしょうか。

○浅井政府委員 お説の通りでございます。

○受田委員 報告ということになれば、勧告は七月十八日までには絶対しないという前提と了解してよろしゅうございまいしょうか。

○浅井政府委員 ただいま申しました七月十八日は法律的に一年ということでございます。何も七月十八日まで待つていかうか、これは別問題でございますが、人事院といたしましては、ただいま民間給与調査その他について詳細に研究を進めておる、こういう状態でございます。

○受田委員 政府はベース・アップも考えてみたいと思ひますが、これは勧告するまでに至っていないと考えられるので、やめるというふうな意味の御発言があつたように思ひますが、ベース・アップというものは久しく二十八年の末以来行われていないわけなので、これには今いろいろの問題が包蔵されていると思ひます。すけれども、すでにこれに関連した問題として地域給が停頓しておる。それで地域給が停頓しておる。それで地域給が停頓して一階級整理するために無級地

も、一級地として本俸へ繰り入れることというふうな措置等を講ずることによつても、実質上の給与額を引き上げることにもなるわけなのです。こういうふうな具体的な問題についてもお考えになられたことがございまいしょうか。

○浅井政府委員 ただいま政府の意向云々によつて、ベース・アップの勧告

をするしなないといううろたへたことは申し
た覚えはございません。人事院といいた
しまして勧告いたします場合は、あ
くまで人事院独自の立場でいたすの
であります。さげん申しましたの
は、現在において人事院はベース・
アップを勧告をする用意がないとい
うことを申し上げたにとどまるのであり
ます。

なほ地域給の問題につきましては、人事院は近き将来において勧告をするというような考えは持っておりません。これはすでに一昨年政府に勧告をいたしておりますので、今倉石さんの手元でこれをどう取り扱うかを御検討中のところでございますから、これは政府の問題になると思ひます。

○愛田委員 倉石労働大臣から、今招
集ねしたことを一つ……。

○倉石國務大臣　地域給の問題につきましては、御承知のように、政府は公務員制度について根本的に研究をいたしたいと存じまして、それらの点を企めて公務員制度調査会の答申を求めまして、その答申が出まして、その答申によりまして、私どもといたしましてもただいまお話のような諸手当、そういうものを整備いたしまして、給与体系を整えたい、こういうふうに考えております。

○愛田委員　それまでは政府は手をこまねいて待機しているという形ですか、あるいはそれまでも何かの措置をとりたいという熱情をお示しになっておられますか。

○倉石國務大臣　地域給のことにつきましては、私ども国会議員でありますからいろいろ希望もございますが、御承知のように、これが始まりまして

も、もしただいま問題になっております地域給をかりにそのまま実行するといいたしますと、数字的にも非常に莫大な国庫の負担になります。そういうこともあわせて研究をしなければならぬ。ことにある地域、ABCと同じような物価水準のところ、AとCとの取扱いが非常に不均衡であるというふうなこともたくさんあります。そういうことで一ついじり始めますと、これらは国会議員さん、各地から御要望も出ることでございますので、これについて根本的に考え直す、そういうことで急いでこの公務員制度の答申に基いて検討しておるといっわけであります。

○受田委員 地域給の問題については、市に新たに編入された町村などがあつて、それらは今度新しく市として運営する立場上、新たに編入された地区の公務員の給与が地域給の上において差等がついてゐるということで、非

常に人事の交流等にも支障が起つてゐる。これは全国のあらゆる合併市町村長の共通の意見です。従つて合併市町村の取扱ひについては、すでに先般衆議院で作られたあの案にも書いてある通り、将来合併した場合にはその特例

を設けることが附則に掲げられてあったので、差等が二級以上にわたらないようにという措置までとったことがあ
るのです。従って合併市町村の場合に
おいては少くとも行政上の措置からの
考慮を含め、地域給本来の性格と変り

ますけれども、やむを得ず地域給を、合併した部分についてある程度引き上げるといふ特殊措置だけは、これにとつても異議がないものだと思われるのですが、そういう、まこと上程に事務的な処置をするといふ程度の改

正もお考えでないでしょうか。

○倉石國務大臣　　そういう面につきましても、もちろんそればかりじゃありません、御承知のように不均衡がたくさんありますから、急いで給与体系を整備することに努力いたしておりますので、それを待っていたらと思います。

○受田委員 あなたの御関係の内閣の公務員制度調査室の大山室長と、人事院との間では常に連絡をとっておられられると思うのですが、一体いつごろこの結論が出るのか。もうすでに一ぺん答申をされているのですから、それに基いて事務上の処理をすればいいのであって、こんなにかいつまでも手間をとっているということは、何のために調査室ができたかわからぬと思うのですが、事務渋滞の原因と、その見直しというものをお答えいただきたいと思ひます。

○倉石國務大臣 先ほど労働省の基盤局内のことでいろいろ御同情を賜ったのでありますが、私がこの給与担当閣僚になりましたから、公務員制度調査室の人員、仕事などを調べてみますと、これはまた非常に過重と申します

か、気の毒なほど努力いたしておりました。しかし非常に精勵していただきまして、決してこれは停滞いたしておるものではないませんので、政府としてははた今国会に今御説のように出したいという意気込みでありましたが、何しろ公務員制度一般に対することでありますから、非常に広範な法律であります。提出いたしましたからお小言をいたがかなないように万全の措置をとって、ぜひ次回の国会には提出いたして御審議を願いたい、という用意をいたして

おります。

○受田委員　これで一応終了です。

○山本委員長 暫時休憩いたします。
午後は三時から開会いたします。

午前十一時三十分休憩

午後三時五十二分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。受田君。

○**受田委員** 行政機関職員定員法の一部改正法案が慣例のごとく出てきたわけですが、これは慣例ではありませんが、しかしきわめて重大な意義がある。というのは、今回の政府の御提案を拝見

しますと、この行政機関の職員の数
を一方において相当ふやすとともに、
一方において減らしておる。しかし差
額において相当の増員という結果には

なっておりますが、その間の事情を一応具体的に御説明をいただきたいと思ひます。その増減の事情をおる程度掘り下げて御説明をいただひて、それについて重ねて御質問申し上げます。

○宇都宮政府委員　政府といたしましては、定員の増加はこれを極力防ぐ方針でやって参つたわけでございますけれども、しかしながらお配りした書類にもありますように、郵政省とかあるいは文部省関係の人員は、どうしても

人口等の増加に伴ひまして、やゝさう
を得ない、かような事情から四千六百
七十六人の定員増がございます。特に
その他のことで目立ったことは、科学
技術庁を設置いたしました、それに伴
う定員の純増がございます。また北海

道の開闢関係で百人ほどの純増がござい
ますが、その他は目立ったものはない
でございます。減員については、ほとん
ど事務的な減員でございまして、移しか
え等による減員でございまして、大し
たものはないでございまして。なお、
詳細につきましてはここに管理部長が
来ておりますから、もし御要求があれ
ば説明いたさせます。

○受田委員 提案理由の御説明の中に、今次官が仰せられた程度のものであるわけです。従つて私がお尋ね申し上げておきますのは、結局定員法として基本的な改正ではないが、部分的な改正ということになるけれども、しかし一方において増員計画を立ててに於ける政府とされましては、どこ

か。今御指摘のごとく、科学技術庁とか北海道開発庁とかこういうような問題もありますけれども、そうした新しく要請によるところの役所ができた、それでよやす、従つてそのほかのものには手をつけないんだ、こういう御趣旨で、そのほか減員された部分はただ事務的なものだ、とういうあつさりした気持ちで御提案になっておるのか。

あるいは、北海道開発庁や科学技術庁等の設置に伴うて、当然これらの役所が今度とるであらうところの事務が、今までなされた役所からこれへ吸収されるために、その方の定員はどういうふうに変動されたか、こういうふうな問題について何か御事情があればお聞きを申し上げておきたいと思ひます。

○宇都宮政府委員　北海道開発庁関係のことは、ここには現地の開発事業の増加に伴うもの以外にはないのでござ

います。科学技術庁につきましては、現在出発した科学技術庁が当面の業務を行い得る必要最小限の増員を認めていたわけであります。その他は全く事務的なものと申し上げてよろしいと思ひます。

○受田委員 この御提案の第二の理由の中に、漸定員員についての御見解が表明されておるのでありますが、こうした各省庁の暫定定員を明らかに常道に返すためにはどういう措置をすべきか、こういうこともこれは重大な問題の一つだと思ふのですが、暫定定員の処理方法、これを御説明願ひたいと思ひます。

○岡部政府委員 お答え申し上げますが、この暫定定員と申しますのは、本則に書いてあります定員は四月一日からの定員でございますが、いろいろ予算の都合で年度の半ばで増減する分も一括いたしました。たとえて申しますと、各省から職員を外務省に移しかえたいとして、そして外務省職員として在外公館に派遣する計画がございますが、これは年度の当初、すなわち四月一日からではなくて大体十月一日から外に出ることになっておりますので、この本則の定員のほかこの十月一日からは、たとえば一人外に出しますとその一人は減る、十月一日からはさらに減るんだというように規定したわけであります。これは全く事務的な手続を規定しただけでござい

ます。

○受田委員 事務的な手続を規定するに当って当然問題になるのは、その途中で定員の中へ加えられる数字を示されておるわけであります。その定員

の中に加えられる前にその事務を担当する、定員には入らないが臨時的な意味の職員は存在するわけでございませう、それを定員に切りかえる時期が途中で行われるので暫定定員にしたという意味ですか。それともそのときに新しく採用する定員を予定しておるのであって、それまでは全然臨時的な職員をもつて振り当てる必要はないのだ、こういうふうな御見解でし

うか。

○岡部政府委員 その点についてお答え申し上げますが、定員法の暫定定員の第二条をござんたいだきますと、一例を申し上げますと、警察庁では昭和三十一年の九月三十日まで本定員に一人暫定定員として置いておく、こう書いてございしますが、これはどういう意味かと申しますと、警察庁からとしまして職員をベルリンに一人派遣する計画になっております。それを先ほど申し上げました通り、十月一日から外務省に移しまして持つていくわけであります。それまでは一人だけ警察庁に置いておくということでございますので、その一人が今度は十月一日から外務省の方に移つて外務省の方に一人ふえる、こういう意味でございます。

○受田委員 大体そうした省をかける場合の特例は了承できますが、これは一例であつて、そのほかの問題に共通する問題ではないのではありませんか。たとえばそういう各省庁間の交流転換の意味でなくて、その省で十月から新しく定員を一人増員するというような場合に、急にその定員を作ることによつて事務が与えられる意味でなくして、それまでの事務を担当する職員というものは、定員には計上されない

が、臨時的に何かの形で置かれていたのではないかと、こういうことを今お尋ね申し上げておるのです。

○岡部政府委員 そのような特別の意味のものではないと思ひます。

○受田委員 もう一つ、この施行期日が附則の一条によると、この法律のうち附則第五条のうちの行政機関職員定員法の一部を改正する法律の附則第四項及び第七項にかかる改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとされているが、この法律が国会を

通つた後という意味であらうと思ふのでありますが、公布の日が四月一日ということにできれば、当然これと次のことと重なることになるのか、あるいは公布の日が四月一日以降におくれることをある程度想定しているのか、この点は附則第一条の規定からわかれわれとしては非常に疑義がありますので、御説明をいたします。

○岡部政府委員 この定員法は原則として四月一日から施行するわけでございしますが、もしも御審議が早く進みまして、これが三月中に公布されました場合においては、その公布の日から第五條の規定は適用でございますが、これは全く技術的な問題でございます。これが四月一日から施行されます場合におきましては、仰せの通り第五條の規定も四月一日から適用になる、全く一致するということでございます。

○受田委員 この法律が国会を通るのにおくられた場合の措置はどういう取扱いになりますか。

○岡部政府委員 この法律は、予算に合せまして各省の職員の採用を四月一日からするということになっております。たとえば学校関係の職員につきま

しても、四月一日から学部学課の増設がありますので、四月一日からこの定員を認めていただかなければならぬ關係上、四月一日から施行するように御審議をお願いしたいということになつておりますが、万一この法律が公布されますならば、この附則第一条の四月一日から施行するということを御訂正いただかなければならぬ事態が生じますので、その場合におきましては四月一日以後公布された日に附則第五条の規定が一致するわけでございますが、これも全く技術的な問題でございます。

○受田委員 そういう技術的な問題ではあるが、実際は国会の都合によつては、きよう衆議院をあげないで来月の初めに回すことも今われわれが手心を加えればすぐできるのです。あせらないで、ゆっくり各省別の定員の増減を一々検討を加えていくというふうな慎重な審議をすれば来月に回るわけなのです。そういう場合に、この公布の日からというものが掲げられてあること

は、立法技術からいってのはなだ融通があり過ぎる。はっきりと四月一日からとおきめになられて、しかる後に國會で修正するならば、こうやられるべきものではないか、私はかように考えるのであります。今申し上げた前項の改正規定が公布の日から、としてあり、そしてその他の規定がことしの四月一日としてあるところに何かあな

た方の抜け道があるような感じがするのですが……。

○岡部政府委員 この点は全く立法技術の問題で、正確を期するために書いてたこととございまして、純粹に技術的な問題だけでございします。あの趣旨は、この法律全体が四月一日から施行

されることが、予算と合せて、行政機関全体として非常に好都合であるということとでございます。

○受田委員 公布の日を別にそこに掲げなくても、すべての規定を昭和三十一年四月一日から施行する、こうやっておけばどうですか。

○岡部政府委員 これは原則としては差しつかえはないと私確信いたしておりますが、全く立法技術の点から昨年審議いただきました定員法の経過規定をことに結びつけたためだけのことでございします。毛頭御心配の点はございせん。原則といたしましてこれは四月一日からやるわけでございまして、前年の附則の第四項、第七項のも

のは公布の日からやられた方が継続性ははつきりするといふだけのことでございします。

○受田委員 四項、七項の問題がそういう便宜的なものにすぎないものでしたら、ここではつぎ前項、後項を分けて施行期日を変えなくても、四月一日とはつきりしたておけば法文の上からも複雑性がなくてはつきりするのではないですか。そういうことにならるなら、この公布の日というところの文を省いて、すべてを三十一年四月一日施行するといふふうに変えられておけば、そういう疑点がなくなりはないかと思ふのですが……。

○岡部政府委員 それは全く技術的な問題でございます。受田先生のよう

な専門家の方にはむしろこういうふうな、技術的に正確を期した方が好ましいはよろしいかと思ひます。けれども、一般的に見た場合におきましては、四月一日から全部を施行するといふ方がわかりいいかと思ひます。これは内

輪のこととございますが、法制局ともいろいろ打合せをしました結果、やはり前の附則のところだけは公布の日からとやうな方が継続性がはつきりするだううというだけの全くの軽い意味のもので、そう申し上げておるだけでございまして、大局につきましては御意見と同じでございます。

○受田委員 そうなりましたら、これは、実は三月十日ごろに国会を通った、そういう場合に法律が早く公布されるから、この間のつながりを示すためということはよくわかるのです。がしかし施行期日はもう四月一日となっているのですから、それより前によし公布されても、施行期日ははつきりしておく限りにおいては、それ以前の文は公布の日というのを省いておきさえすれば四月一日の施行につながるものと解釈できると思うのです。法文がとかく複雑多岐に分れるというところ、これを誰か人をして前段と後段との文が、何か今お説のようなつながりのための便宜的な規定と説明をするのにはわかりやすいように見えるのであります、そこに複雑性を帯びさせると思ふので、できれば法律は簡明率直の方がいい、しかも施行期日は四月一日とはつきりうたっておかれるならば、これはいささかも疑義がなくなるのでありますから、法文の整理をする必要がある場合には、いささよく一本にまとめるといふようにされてはいかががでしようか。これはここでも直されるのですから、もしそれを直したら非常に困る事情が生ずるか、たとえば関連の法律と比較検討して変だといふような立法の技術の問題でなくして、文章の上の問題とあるならば、まとめていた

だいた方がいと思うのです。

○岡部政府委員 これはたびたび申し上げます通り、全く技術的なものでございまして、この定員法が仰せのよう三月の半ばに通過するというような事態を最初予想いたしました、そういうことでなくなりまして、おそらく四月一日に公布されることになりまして、結果においては全く仰せの通り同じでございますので、仰せに従いましてでも不自由は全くないということを確認いたしますが、ただどうやっておきますのは、立法技術上正確を期するという見地からとった措置でございますので、これはごらんいただきまして、附則第五条の一部分だけは公布の日からやるのだ、その他のすべての規定は四月一日からやるのだということだけがはつきりいたしますので、技術上にもその方が論理的に正確を期し得るというだけのことでございます。それから、これで御了承いただければ幸いです、存する次第でございます。

○受田委員 技術的な正確を期する、それはもちろんこの第五条の規定をこれに、公布の日と結びつけるのには便宜的に見えますが、この法律はきょうこを上げることに一応してあるのです。そしてあちらに持つていけば、大體公布の日というものの意義が喪失するやうな状況に私はなると思うのです、これは四月一日から施行すること、これは四月一日から施行すること、に支障ないように今の「公布の日から」を削除して、ちやうどいふやうな日にこの法律ができると思うのであります。そういう場合には、全面的に四月一日施行ということにしておかれる方が、今の国会の審議状況とにらみ合

せると意味が深いと思うのです。あなたの方の御趣旨に沿うように今私どもは審議を進めておるので、四月一日施行に支障がないようにわれわれは公布させるのでありまして、きょう参議院が通るわけじゃないのですから、ちやうどいい施行日になると思うのです。

○岡部政府委員 全く仰せはごもっともな点が多いのでございまして、結果におきましては仰せの通り趣旨になるわけでございまして、ただこれが形式的に正しいのだ、それじゃあもつとわかりやすく簡明に四月一日からと書いておいた方がいじゃないかという仰せもごもっともでございますが、そこは何かと申しましようか、わざわざ御修正をいただくほどのお手数をかけけるものも恐縮だということだけでございまして、その点を一つ御了承をいただくよりはかはないというわけでござい

○受田委員 わざわざ御修正いただくほどの問題ではないということとは、私はよくわかるのです。結果も同じこととなるのですが、結果的に同じになるものをわざわざ二つに分けたやうな印象を与えるおそれがある。これはやはりこのままにそつとしておくということ、あなたの方としては無難、こちらとしても修正案を出さなくてもいいということにもなるのですが、審査を非常に慎重を期したという意味においては、こうした技術的な言葉をちやうとでも変えておいて、われわれの審議の過程における熱心さというものが現われる必要があると思うのです、もしこれを削除することになると、そういう修正をすることによって、どこかに影響する結果が生じま

しょうか。

○岡部政府委員 論理的問題は別問題といたしまして、今となりましては別段変りはないと考えております。全く技術的な問題でございまして、結果は同じでございます。

○受田委員 結果が同じであれば、ことを一つ直していただいた方が私はいと思うのです。結果は同じといつても、この法文の文章の技術の上において、ことごとく二つに分けて「それほどのことはいじゃないか」と呼ぶ者あり。私はこの法律の文章が複雑になつておることは賛成しないのです。これが簡単に縮められるならば縮めた方がいいのです。つまり国民に対してはつきりとしたまゝた印像を与えるようにさせないといけないと思う。今あの辺からも、もう今となつてはどうか、ふうな安易な気持ちもありましたが、これは私は結果的に同じであれば、もうどうでもいけるけれども、ちやうど国会の審議の状況が、政府の方で初め心配しておられた、早く仕上げるということがなく、ちやうど施行期日と一致するように公布されるとなれば、これは文章をまとめるのにはまことにいいチャンスだと考えるのです。これは私の一つの案として検討いただくとにして……。

○岡部政府委員 結果としては同じであるといふことは、先ほども申し上げましたし、たびたび御了承をいただいておりますが、後に残る法律といたしましては、簡明も大事でございまして、論理の正確を期するということも大事で、論理の正確を期する上におきましては、この原案の方がまさるのじゃないかと思ひます。そういう点で

このまま御了承をいただけたら幸いと存するのであります。

○受田委員 これは施行期日の附則です。それで施行期日となれば、一括して取り扱つてもいいと思う。施行期日に論理の正確を期するといつても、附則の五条に掲げられてあるやうなことは、全部施行期日にまとめるとのことである問題であつて、施行期日以外の規定があるわけじゃないのですから、施行期日の取扱ひをどうするかという附則なのでありますから、施行期日として、一べんにこの法律の規定は昭和三十一年四月一日から施行するということにやっておけば、一行以上、一行半ぐらい紙も節約できるでしょう。そうすれば紙も節約できるし、読む方も簡単でいい。法律の文章はなるべく簡単に要を得ているのが本質だと思ふ。これは論理の正確を期するために複雑多岐になるという心配を私は指摘したいのであります。この点もう一度——これを削除すれば、ことごとく修正できるのですから、岡部さんが結果的には影響するところはないとおっしゃる以上は、論理的にも施行期日として一本にまとめるという意味においては、簡明率直であると思ひます。——今与党側としても、修正案を作るのはまたあとがめんどろだといふ安易な気持ちを持つておられるやうであります、私たちがこれをきょう本会議にかけるときを了承しているのだし、いささかもこの定員法に対して審議を遅延しようという意思はないわけでありまして、そこでこれは結果的に大體同じということにもなるので、私の趣旨としては今申し上げた通りであります、政府あるいは与党

の諸君の要望にこたえる意味において、私の修正点の指摘のみにとどめて、一応これをこのままのむというようにして私の質問を終わらしよう。(拍手)

○山本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に通告もありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 なければ、さよう決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 なければ、さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

〔参照〕

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕